

令和 7 年第 3 回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 26 日（水）第 3 回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1 番 田野井 晃 造	2 番 田 島 正 男	3 番 竹 澤 靖
5 番 高 村 秀 男	6 番 柴 田 忠	7 番 小 林 和 夫
8 番 仲 田 裕 子	9 番 黒 川 幸 昭	10 番 奈 良 茂 男
11 番 早乙女 八重子	12 番 神 長 守 雄	13 番 松 井 研 吉
14 番 小 平 敏 男	15 番 安 生 芳 子	16 番 神 山 卓 也
17 番 金 子 重 博	18 番 大 森 用 子	19 番 青 木 正 好

（18名）

欠席委員

4 番 関 口 清

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃
経済部農政課	主任主事 湯 澤 研 斗	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前 10 時 00 分、令和 7 年第 3 回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第 1 の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

2 番 田 島 正 男 委員、11 番 早乙女 八重子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第 2、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明い

たします。今回は売買7件、贈与1件の合計8件の許可申請が提出されました。そのうち、議案書5ページの申請番号7番について補足説明をさせていただきます。申請地には以前、建物が建っていましたが、現在は取り壊されている状態です。ただ、一部ですが基礎コンクリートが残っていることが現地調査で確認されました。申請者に状況を確認したところ、今季はこのまま水稻を栽培する予定で、残った基礎コンクリートはその後に撤去して農地に復元し、来季からは全面耕作できるようにするとのこと。そのため、この案件につきましては条件付きで許可とするのが良いかと思われます。その条件としましては、来季までに農地として復元させ、来季からは全面耕作をするということでしょうか。補足説明は以上となりまして、その他の案件につきましては、別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番、2番、3番の件は売買による所有権移転で、事務局の説明のとおり何ら問題ないと思いますので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

◎高村秀男委員 4番の件は、●●さんから●●さんへの所有権移転になります。調査書のとおり問題ありませんのでよろしくをお願いいたします。

◎小平敏男委員 5番の件は、●●さんから●●さんへの売買による所有権移転になります。特に問題無いと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。6番の件は、●●さんから●●さんへの所有権の移転で、新規就農です。●●さんは、夫がアイルランド人で、住民票はまだ埼玉県蕨市に置いてありますが、既に●●さんの宅地も含めて全部譲り受けて、こちらに住んでいます。自家消費の野菜を作るということで問題は無いと考えておりますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎神山卓也委員 7番の中栗野の件は、千葉県の●●さんから中栗野の●●さんへの売買による所有権移転です。先ほど事務局から説明があったとおり、一部に元鶏舎だったと思いますがまだ基礎部分が残っておりまして、それを今年中に片付けて来年からは完全に全面での水稻栽培をやるということですので、条件付きで、その他の要件は問題無いと思いますので、よろしく申し上げます。

◎青木正好委員 8番の件は、●●さんが●●さん兄弟の土地を譲り受けて水稻栽培を行うということでありまして。3条の調査書のとおり何ら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から8番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。6ページをご覧ください。1番は、下沢において●●さん申請の工場用地、自家用駐車場への転用であります。申請地は周囲を道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活及び業務上必要な施設に該当します。なお今回の該当地は、既にそれぞれの用途に利用されているため始末書が添付されております。2番は、塩山町において●●さん、●●さん申請の農業用資材置場、進入路への転用であります。申請地のうち塩山町●●番地、●●番地については、周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農振農用地であります。農振農用地への用途区分変更の手続きを完了しており、不許可の例外の中の、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当します。申請地の塩山町●●番地については、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりが10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。なお、塩山町●●番地は既に進入路として相当期間利用されているため始末書が添付されております。以上4条転用2件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎田島正男委員 去る3月21日に橋本局長、永嶋主査、早乙女委員と私の4名で行いました。議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請についての現地調査結果を報告いたします。1番の下沢の件は、下沢の●●さんが鉄工場用地及び車庫用地として、とはなっておりますが、以前より工場が建っており駐車場も舗装されておまして、始末書付きが相当と見て参りました。2番の塩山町の件は、塩山町の●●さんが資材置き場と進入路を作るための転用の申請となっておりますが、以前より使用している進入路の地目が農地になっておりますので、この件も始末書付きが相当と見て参りました。以上、報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 担当地区の委員として見て参りましたが、事務局ならびに現地調査員の報告のとおり、始末書付きで承認をよろしく願いいたします。

◎黒川幸昭委員 2番は、いちごの栽培をしている専業農家で、自宅の建て替えに伴い測量し

たところ、農地の地目のまま宅地への進入路として利用されていたことが判明したということです。転用自体は問題ありませんので、現地調査員の報告のとおり始末書付きでのご承認をよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番と2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の7ページからご覧ください。1番は、板荷において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。次に2番でありますが、久野において●●申請の工場用地への転用であります。申請地は周囲を畑及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し業務上必要な施設に該当します。以上、5条転用2件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎早乙女八重子委員 3月21日に私と田島委員、橋本局長、永嶋主査の4名で現地調査を行いました。議案第3号については番号1番と2番になりますが、現地に問題となる状況はいずれもありませんでしたので報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎竹澤 靖委員 1番の件は、●●さんは●●さんの孫にあたります。現地調査員の報告と事務局の報告のとおり何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎青木正好委員 2番の件は、●●が工場が手狭になったということで、工場の隣接地の土地を●●さんから賃貸借権で借り受けて工場用地として転用するということです。●●さんは●●の会長をしています。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番と2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」及び議案第5号「農用地利用集積計画一括方式について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第4号と議案第5号の「農用地利用集積計画について」をご説明いたします。鹿沼市長より、令和7年3月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業について記載しております。議案書8ページをご覧ください。新規の利用権設定が1件、1筆、2,024㎡となっております。利用権設定の更新が1件、3筆、5,642㎡となっております。議案書9ページから56ページをご覧ください。中間管理事業が77件、235筆、469,137.86㎡となっております。これら合計79件、239筆、476,803.86㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。以上、議案第4号から5号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号の18番の案件が●●委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、18番の承認について諮り、許可することに決定した。

◎議長は●●委員の入室を促し、引き続き議案第4号及び議案第5号について質問を求めた。

◎議長は、議案第4号と議案第5号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番及び2番と、議案第5号の3番から17番及び19番から79番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし、議案説明を経済部農政課に求めた。

◎事務局（農政課湯澤主任主事） 議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」をご説明いたします。議案書57ページ及び案内図をご覧ください。農政課では全ての申出案件について現地調査を行いました。今回除外の申出のあった案件について説明いたします。まず、番号1番について説明いたします。富岡、●●さん申出の一般住宅敷地拡張です。場所は見野地内、菊沢西小学校から東へ約600mに位置しています。利用予定者は申出者本人です。孫の結婚、ひ孫の誕生・成長に伴い、車両の大型化及び増車を行ったことで駐車スペースの確保が必要となり、自宅の隣接地である申出地を選定しました。なお、今回の申出地は既に違反状態で利用している土地を是正するための申請であり始末書が提出されています。除外面積は1筆で222㎡、北と東を宅地、西と南を田に接しています。続いて番号2番について説明いたします。見野、●●さん申出の一般住宅敷地拡張です。場所は見野地内、菊沢西小学校から北へ約400mに位置しています。利用予定者は申出者本人

です。申請者の居住地の進入路は幅約2.8mであり、トラックや農機具等が通行します。今回の申出地は、隅切りなど安全に通行をするためのスペースとして使用するために、居住地進入路の隣接地を選定しています。なお、今回の申出地は既に違反状態で利用している土地を是正するための申請であり始末書が提出されています。申請面積は2筆で合計9.24㎡、見野337-3は、北・東・南を畑、西を宅地に接しています。見野337-4は、北・西・南を畑、東を宅地に接しています。続いて番号3番について説明いたします。千手町、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は見野地内、菊沢西小学校から北へ約400mに位置しています。利用予定者は申出者本人で、土地所有者である●●さんの子にあたります。現在は千手町の借家に家族3人で暮らしていますが、子供の成長により手狭になり、新たな居住地を探すこととなりました。申請者は農業を営んでいることから、拠点である実家に隣接した土地である当該申出地を選定しました。除外面積は1筆421.12㎡、北と東を宅地、西と南を畑に接しています。続いて番号4番について説明いたします。上奈良部町、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所はみなみ町地内、みなみ町市営住宅から北西へ約800mに位置しています。利用予定者は●●さんで、土地所有者である申出者の娘の夫にあたります。申出者は現在一人暮らしであり、近年、度々体調を崩すことがあり、娘夫婦が身の回りの世話等を行うために近くに居宅を求めることとなりました。そこで申出者居住地に隣接した土地である当該申出地を選定しました。除外面積は1筆431㎡、北と東を宅地、西と南を畑に接しています。続いて番号5番について説明いたします。深津、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は深津地内、津田小学校から南東へ約500mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。申出者は現在、申出地隣接の実家で家族4人と両親、兄と暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭となったこと、今後子供が増える予定で部屋を用意する必要が出てきたことから、新たな住まいを求めることとなりました。障がいのある兄の面倒を見ることができるよう、実家の近隣地などから土地を探し、実家に隣接した土地である当該申出地を選定しました。除外面積は2筆で合計396㎡、北と西を宅地、東と南を畑に接しています。続いて番号6番について説明いたします。深津、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は茂呂地内、あさひ台公園から北東へ約400mに位置しています。利用予定者は申請者本人で、土地所有者である●●さんの孫にあたります。申出者は現在、申出地隣接の実家で暮らし、夫は宇都宮市の賃貸住宅で暮らしています。子供が小学校入学を控えていること、実家が手狭な状態、今後の生活の安定などを考慮し、家族3人で生活していく新たな居宅を求めることとなりました。子供が慣れ親しんだ地域で子育てをしたく、深津地内で土地を探した結果、実家に隣接した土地である当該申出地を選定しました。除外面積は3筆で合計340.87㎡、北を宅地、東・西・南を畑に接しています。続いて番号7番について説明いたします。栃木市、●●さん申出の駐車場敷地です。場所は上永野地内、永野コミュニティセンターから南西へ約200mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。申出者は、申出地隣接の旧永野保育園を利用し、相撲ミュージアムの開業を予定しています。当初は旧永野保育園敷地内に駐車場を計画していましたが、予定地をイベント会場として利用することとなり、敷地内に駐車場を設けることができなくなりました。そのため、近隣地で土地を探したところ、当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で747㎡、北と西を

宅地、東と南を畑に接しています。いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番と2番は、ただ今の説明のとおり、始末書付きとなっております、問題ないと思いますので、ご承認のほどよろしく願います。3番は●●さんの長男が住宅を建てるということです。ご承認のほどよろしく願いたいと思います。

◎仲田裕子委員 上奈良部町の件は、分家住宅ということで、娘さんの旦那さんの利用予定になっております。現地は問題ありませんので、ご承認のほどよろしく願います。

◎松井研吉委員 5番と6番の深津の件は、先ほどの農政課の説明のとおりで、問題はありせんので、ご承認のほど宜しく願います。

◎金子重博委員 3月21日に大森会長と現地を確認して参りました。利用予定者の●●さんは元大相撲力士で、相撲ミュージアムと、そばとちゃんこ鍋の店を開くということです。周りの状況から問題は無いと思われますので宜しく願います。

◎議長は、議案第6号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から7番について異存無しと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時45分に閉会を宣した。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和7年3月26日

議 長

署名委員

署名委員
